

令和4年1月17日

山口県経営者協会 御中

山口労働局雇用環境・均等室
山口労働局労働基準部

業務改善助成金特例コースの周知について（協力依頼）

労働行政の円滑な推進につきまして、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、業務改善助成金は、事業場内の最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援を行うことを目的としているものであります。今般、令和3年11月19日閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づき、当該助成金の拡充を行い、新型コロナウイルス感染症の影響により特に業況が厳しい中小企業・小規模事業者に対し「特例コース」の新設を行いました。

つきましては、御多用のところ恐縮ではございますが、本助成金について別添リーフレットを御活用いただき、相談窓口への設置や開催行事での配布、広報紙（誌）やホームページへの掲載等、会員企業の皆様方に広く周知していただきますよう御協力をお願い申し上げます。

なお、リーフレットの追加送付や電子データの送信を希望される場合は、担当までお申し付けください（広報原稿の作成も承ります）。

※リーフレットは山口労働局ホームページ内でもダウンロード可能です。

山口労働局 雇用環境・均等室

【担当：雇用環境改善・均等推進指導官 安田】

TEL：083-995-0390（内線403）

FAX：083-995-0389

E-mail：yasuda-makotoaa@mhlw.go.jp